

兵庫県公報

令和8年3月27日 金曜日 第3号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 他県での高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う家きんの移動制限（畜産課）	1

告 示

兵庫県告示第295号の3

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第32条第1項及び家畜伝染性疾病の発生予防及びまん延防止の措置を定める規則（昭和39年兵庫県規則第80号）第3条の規定に基づき、次のとおり家畜の移動を制限することを命ずる。

令和8年3月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 移動を制限する家畜の種類

高病原性鳥インフルエンザ令和7年シーズン国内23例目（宮城県角田市）の疑似患畜（臨床症状を呈していたものに限る。）と病性等判定日から遡って8日以上21日以内に接触し、疫学関連家きんと判断された家きん

2 移動を制限する期間

高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜との接触後（又は疫学関連家きんと判定された後）14日を経過した後に、家畜防疫員による臨床検査、簡易検査及び血清抗体検査で陰性が確認されるまでの間